

神戸市立住吉地域交流センター利用規定

(目的)

第1条 この規定は住吉ふれあいのまちづくり協議会（以下、指定管理者という。）が神戸市より、指定管理者の指定を受けた住吉地域交流センター（以下、センターという。）の利用について、必要な事項を定める。

(条例及び規定)

第2条 センターの管理者及び利用者は、神戸市立住吉地域交流センター条例（以下、条例という。）の内容を遵守しなければならない。

(利用可能時間及び休館日)

第3条 センターの利用可能時間は規則第5条の管理パターンに基づき、市の承認を得た上で下記表の通り定める。但し、下記表の無人管理時間帯については、次条の承認を得たものが、その時間内に於いて使用する活動に限り使用可能とする。

【管理パターン：B】

曜日	有人管理時間帯	無人管理時間帯
月	午前9時～午後16時	午後16時～午後21時
火	〃	〃
水	〃	〃
木	〃	〃
金	〃	〃
土	〃	〃
日	・・・・・・・・	午前9時～午後21:00

*午後12時～13時・16時は有人管理、午後16時～21時迄は、無人管理。

- 2 センターの休館日は、規則第6条第1項各号に定める下記の通りとする。
 - ① 国民の祝日に関する法律（1948年法律第178号）第3条に規定する休日。
 - ② 12月29日から翌年1月4日迄の日。
 - ③ 8月13日から8月16日迄の日。
- 3 市内で震度5以上の地震が発生した場合は、発生時から施設の安全が確認されるまでの間、センターは臨時休館する。
- 4 東灘区に於いて午前7時時点で気象特別警報、気象警報、大津波警報、津波警報、津波注意報が発令された場合は、センターは終日休館とする。

- 5 指定管理者は、管理運営上特に必要があると認める時は、規則に基づき開館又は休館する事が出来る。この場合、必ず事前に市の承認を得た上で、原則、その日の1週間前に使用者等へ広報するものとする。尚、天災（震度5以上の地震・気象警報発令時）その他不可抗力、施設の故障・修繕その他管理上やむを得ない事由により、緊急で休館する場合はこの限りではない。

（申し込み及び優先予約）

- 第4条 センターを使用する時は、利用者に於いて必ず責任者を定め申込書に必要な事項を記入し、利用する日の1か月前の最初の有人管理の日以降に申請し、その承認を得るものとする。
- 2 利用受付は先着順とし、予約受付（月初平日の初日開館時）を行い、予約受付の入っていない日時は随時受付を行うが事前予約でのメール及び電話での予約不可。
 - 3 飲食や対価の収受を伴う使用については、条例及び規則に基づき、必ず使用申請時に使用責任者がその内容を申告し、指定管理者から、承認を得るものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、神戸市立地域交流センターの優先使用及び利用料金の免除に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく活動に関しては指定管理者への申請による優先使用を可能とする。優先使用申請は要綱に基づき、使用責任者から指定管理者へ申請し、市の承認を得て行う。
 - 5 使用責任者は優先使用による利用を求める場合、市の承認を得た後に、使用月の2か月から1か月前までに、指定管理者へ申請するものとし、使用申請時に市から送付された承認書と共に、指定管理者に優先使用の承認を受けている旨を申し出なければならない。

（使用料金及び免除）

- 第5条 センターの施設を使用する時は、使用者は別表に定める料金を「利用申し込み時」に現金支払うものとする。合理的な理由なく料金を支払わない又は、指定管理者が連絡をしても使用責任者が応答しない場合は、当核使用はキャンセルとするものとし、当核使用者は今後、条例に定めるセンターの施設は使用できない。
- 2 センターの利用料金の免除申請は規則及び要綱に基づき、使用責任者から指定管理者へ申請し、市の承認を得て行う。
 - 3 使用責任者は利用料金の免除を求める場合、市の承認を得た後に、前条第1項及び第2項に定める期間に、指定管理者へ申請するものとし、使用申請時に市から送付された承認書と共に、指定管理者に利用料金の免除の承認を受けている旨を申し出なければならない。
 - 4 使用者が使用者の都合でセンターの施設の使用をキャンセルする場合は、所定の手続により事前に申し出るものとし、申し出の時期に応じてキャンセル料が発生する。この場合の取り扱いについては、別表の通りとする。
 - 5 天災その他の不可抗力等指定管理者及び使用者双方の責め帰する事の出来ない事由により施設を使用できない場合や、施設の故障・修繕、その他管理上やむを得ない事由により、指定管理者が使用を中止、又は変更を行った場合は、既納の利用料金は全額返金するものとし、キャンセル料金は発生しない。但し、指定管理者が使用を中止、又は変更したことで使用者が被った損害については、指定管理者はその責を負わないものとする。

- 第6条 使用者が条例15条（入館の制限）及び第16条（行為の禁止）に定める行為を行った場合に指定管理者が警告しその指示に従わない場合、当核使用者は今後、条例に定めるセンターの施設を使用できない。指定管理者は法令に反する行為を認めた場合や市民の生命身体に危険が及ぶと判断した場合は速やかに警察へ通報し、その指示を仰ぐものとする。
- 2 16時以降の音楽の演奏、合唱、騒音等に類する活動での利用は禁止する
 - 3 その他、利用時のルールについては、神戸市立地域交流センター条例に記載の事項を参照する事。

（対価の収受を伴う活動について）

- 第7条 条例及び規則に反して、入場料、受講料その他の対価の収受を伴う活動にセンターを使用した場合に、指定管理者が警告し、その指示に従わないときは、当核使用者は今後、条例に定めるセンターの施設は使用できない。
- *神戸市立地域交流センター条例8条に規定する入場料・受講料その他の対価参照。
- 2 対価の収受を伴う活動における金銭の授受については、使用責任者が責任を持って処理する事とし、それにより生じた事件、事故等について、指定管理者は一切の責を負わない。

（使用者の義務）

- 第8条 使用者は、条例及び規則に掲げる事項の他、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 建物及び、附属物を傷つけないように注意する事。
 - (2) 器具、備品等を大切に扱う事。
 - (3) 火気の取り扱いは、特に注意する事。
 - (4) 騒音等により周辺住民に迷惑をかける事。
 - (5) 使用後は、電気のスイッチをきり、水道の蛇口を閉めガスの元栓を閉じる。
*これらを忘れた事による損害については、指定管理者と協議の上で使用者に別と料金を補填すること。
 - (6) 施設の使用後、整理、掃除（トイレ含む）等定められた現状の回復を行い、使用により生じたゴミの処理については、使用者の持ち帰りを願います。
 - (7) 指定管理者が特に認めた場合を除き、私物等の放置や預かりを要求しない事。
 - (8) 無人管理時間帯に利用する使用責任者は、使用後速やかに指定管理者の定める方法で鍵を返還する事。
 - (9) 使用に関しては、指定管理者が承認した内容を遵守し、承認された時間帯のみ使用する事。
- 2 指定管理者は、前項に定める事項が守られない場合、今後の使用を制限する事が出来る。

（調理室を利用する者の義務）

- 第9条 調理室の利用者は、前条の他、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 使用者の責に於いて事前に関係機関へ必要な届け出等を行い、指示を受ける事。
 - (2) 使用中に嘔吐等があった場合、必ず指定管理者に届けて、必要な対応を行う事。

- (3) 食中毒が疑われる等、使用中に調理した食品に起因する又は起因する疑いがある 健康被害に関する情報を得た場合には、関係機関、市及び指定管理者へ速やかに情報提供を行い、責任を持って必要な対応を行う。
 - (4) 非加熱又は加熱不十分な魚介類、肉食類を提供しない事。
 - (5) 生ごみの処理や備品の使用等利用のあたっては指定管理者の指示に従う事。
- 2 指定管理者は使用者の調理に生じた事件、事故については、一切の責を負わない他、前項に定める事項を使用者が守らない場合は、今後の使用を制限する事が出来る。

(鍵の保管)

第 10 条 協議会は鍵の保管者を別途に定めるものとする。

- 2 無人管理時間帯に使用する使用責任者は、使用承認証を持参の上、使用前日（その日が休日の場合はさらに前日）の午後 4 時迄に、センターで鍵を受け取る事。
上記使用後は、戸締りのあと鍵を鍵付きポストに投函する事。
- 3 鍵の預かり中は適正に管理する事。指定管理者の許可なく鍵を複製等しない事。
- 4 鍵や電子錠の故障等により、センターの使用が出来ない場合、指定管理者と使用者との協議により、利用料金の返還又は、次回使用時の利用料金に充てるものとする。

(利用者の賠償責任)

第 11 条 利用者は、自己の責に帰すべき事由により、建物又は附属物等の破損又は汚損、滅失した時は、直ちに指定管理者に届け出て条例第 19 条に基づき、自己の責任により、速やかに現状に復するか、若しく修繕費等の費用を賠償しなければならない。尚、破損又は、汚損により施設が使用不可となる場合は、その使用不可の期間にかかる利用料金を別途支払わなければならない。

(管理者の賠償責任)

第 12 条 センターを使用するにあたり、使用者の責めに帰すべき事由により発生した事件、事故については、指定管理者は一切の責を負わない。

第 13 条 (その他) この規定に定めるもののほか、センターの使用についてその他必要な事項は、指定管理者が定めるものとし、使用者はその指示に従うものとする。

*住吉地域交流センター（敷地内含む）は、**禁酒・禁煙**です。

(別表 住吉地域交流センター利用料金)

	午前 (9時～正午)	午後 (13時～16時)	全日 (9時～16時)	夜間 (17時～/2時間 ごと)	時間外使用 (1時間単位)
活動コーナー	2,500円	2,500円	5,000円	3,000円	1,000円
活動コーナー 及び調理室	3,000円	3,000円	6,000円	2,000円	1,400円
和洋室	1,500円	1,500円	3,000円	1,000円	500円
和洋室及び 調理室	2,000円	2,000円	4,000円	1,600円	800円

※時間外について、1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

夜間について、2時間未満の端数が生じたときは、2時間として計算する。

また、夜間の調理室使用については、防災上の観点から指定管理人無人の場合、特に注意すること。

附属設備

品名	料金(半日)
ピアノ	500円

ただし、午後4時以降の使用は禁止。

(別表 住吉地域交流センター利用キャンセル時における取扱い)※第5条第3項関連

使用者の都合により施設の利用をキャンセルする場合は、事前に申し出るものとし、利用料金を支払い済みの場合は返金しない。ただし、不可抗力による事由の場合は、第5条第5項の通りとする。

附則 この利用規程は、令和8年4月1日より施行する。